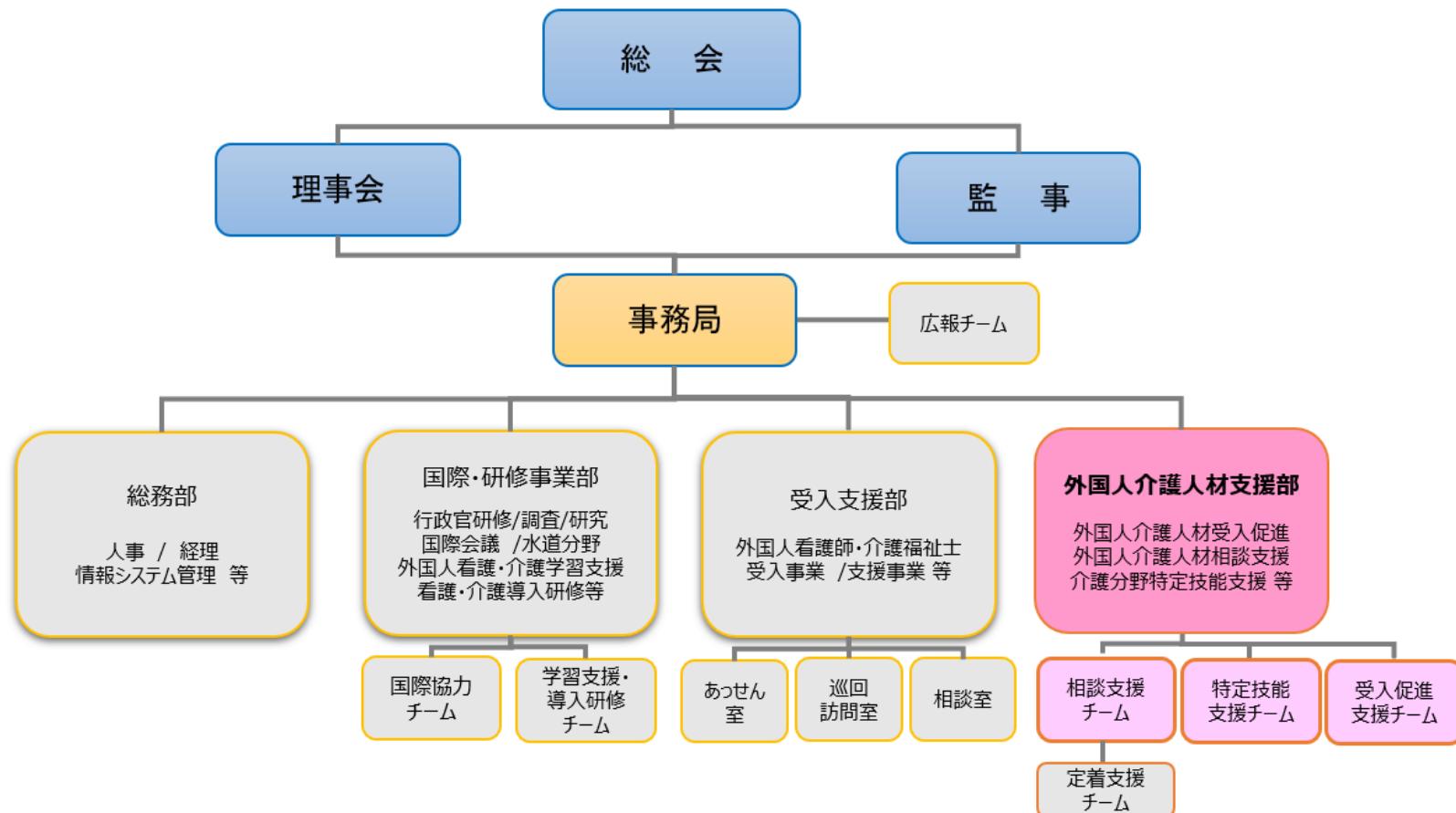


# 外国人介護職員の受入れについて

公益社団法人 国際厚生事業団  
外国人介護人材支援部  
部長代理 武井 幸一  
令和8年2月4日

# 公益社団法人 国際厚生事業団

Japan International Corporation of Welfare Services ( JICWELS )



当事業団は、開発途上国の人材育成を目的とした研修事業や保健医療・福祉分野における技術協力を実行しています。

また、経済連携協定（EPA）に基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者等の受け入れおよび支援事業をすすめています。

介護分野における特定技能協議会事務局として、受入機関の協議会入会申請および変更内容申請の確認を行い、厚生労働省の確認を経た上で、入会証明書を発行しています。

また、説明動画・メールマガジン配信などを通じて情報提供を行っています。

# 外国人介護人材受入・定着支援等事業

## 1 事業の目的

- 本事業は、
  - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
  - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
  - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
  - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、  
外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

【拡充】日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)



### 2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

### 3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。など

【拡充】技能実習生及び1号特定技能外国人の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項の確認も含めた巡回訪問及び相談窓口の体制強化

### 4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



# 目次

1. 4つの制度の比較
2. 外国人介護人材受入れにあたっての留意点
3. 参考情報



## 1. 4つの制度の比較

# 外国人介護職員を雇用できる制度

## ① EPA

二国間の経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者および介護福祉士国家試験合格者の雇用

## ② 在留資格「介護」

日本の介護福祉士養成校を卒業／介護福祉士資格を取得した在留資格「介護」を持つ外国人の雇用

## ③ 技能実習「介護」

技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）の雇用

## ④ 特定技能 1 号（介護）

在留資格「特定技能 1 号」を持つ外国人の雇用

### 【注意】

技能実習「介護」は、令和6年2月9日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応が決定され、技能実習制度を見直し、育成就労制度へ移行することとなりました。

	制度の目的	受入れ人数	在留資格	在留期間
EPA	二国間の経済連携の強化 介護福祉士国家資格の取得	3,252名 (うち資格取得者452名) (2025年3月1日時点)	「特定活動」	国家資格取得前 原則4年 一定の条件を満たせば5年 国家資格取得後 制限なしで更新可能
技能実習 「介護」	相手国への技術移転	20,065名 (2024年6月末時点)	入国1年目 「技能実習1号」 入国2・3年目 「技能実習2号」 入国4・5年目 「技能実習3号」	技能実習1号：最長1年 技能実習2号最長2年 技能実習3号最長2年 合計最長5年 (優良な監理団体及び実習実施者の場合) ※移行時に介護実習評価試験の合格する必要あり。 ※2号の修了後、技能実習3号を開始するまでの間又は技能実習3号開始後1年以内に、必ず1か月以上の一時帰国が必要。
育成労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材育成と人材確保	【受入見込数】 33,800名 (2027度から2年間)	「育成労」	原則3年 (主務省令で定める相当の理由(試験不合格)がある場合は、最大で1年の延長可)
特定技能1号 「介護」	人手不足のための一定の専門性・技能を有する外国人の受け入れ	58,992名 (2025年8月末時点) 【受入見込数】 2024年度から5年間 126,900名	「特定技能1号」	通算5年 ※やむを得ない事情により再入国することができなかった期間、産前産後休業期間・育児休業期間や病気・怪我による休業期間については、通算5年満了前に申請することで通算在留期間には含まれません。
在留資格 「介護」	専門的・技術的分野への外国人労働者の受け入れ	13,949名 (2025年6月末時点)	「介護」	制限なしで更新可能

	受入調整機関・支援機関（日本側）	研修計画等の要否
EPA	<b>あり：受入調整機関（国際厚生事業団）</b> ※主な役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ施設の要件確認</li> <li>・外国人と受入れ施設とのマッチング</li> </ul>	<b>必須：</b> 「 <b>介護研修計画</b> 」を作成し、求人登録申請時に国際厚生事業団に提出 ※介護研修計画の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家試験の科目の習得に配慮した研修方法・時間、日本語の継続的な学習、職場への適応促進、日本の生活習慣習得の機会提供、等</li> </ul>
技能実習 「介護」	<u>【団体監理型】あり（組合（監理団体））</u> <u>【企業単独型】なし</u> (実習生の技能等を修得する活動の監理を行う非営利団体。 主務大臣による許可制) ※主な役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人と受入れ施設とのマッチング</li> <li>・入国後の講習の実施 等</li> </ul>	<b>必須：</b> 監理団体の指導に基づき、「 <b>技能実習計画</b> 」を作成、外国人技能実習機構の認定を受ける ※技能実習計画の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護項目毎の実習時期・時間、実習生の待遇、等</li> </ul>
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<b>あり【監理支援機関】</b> 主務大臣の許可を受けた上で、国際的なマッチング、受入れ機関（育成就労実施者）に対する監理・指導、育成就労外国人の支援・保護等を実施。 監理・支援・保護機能を強化する方向で許可の要件を見直すこととなる。 ※監理団体が監理支援機関として育成就労制度に関わる業務を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受ける必要 <b>【企業単独型】⇒『単独型』or『監理型』or『企業内勤2号』</b> ※介護分野における育成就労協議会が調った措置を講じる。	<b>必須：</b> 育成就労外国人ごとに作成をする「 <b>育成就労計画書</b> 」を外国人育成就労機構の認定を受ける ※育成就労計画書の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成就労の目標（業務、技術、日本語能力等）</li> <li>・育成就労期間の通算3年となる計画を作成する。（技能実習の区分は廃止）</li> </ul> 専門技能や日本語能力等の修得を内容とする介護分野における「 <b>育成・キャリア形成プログラム</b> 」を策定する。
特定技能1号 「介護」	なし/あり 受入機関が自ら受入調整及び支援実施が可能。 但、業務委託契約により出入国在留管理庁に登録されている「登録支援機関」の利用も可。 ※介護分野における特定技能協議会への入会が必要	<b>必須：</b> 1号特定技能外国人支援計画を作成、出入国管理庁に届出 ※1号特定技能外国人支援計画の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前ガイダンス、生活オリエンテーション、日本語学習の機会提供、相談・苦情対応、等</li> </ul>
在留資格 「介護」	なし (自主的に採用等活動)	なし

	送出し国	送出機関（相手国側）
EPA	<b>制限あり</b> 3か国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）	<b>あり：送出調整機関（外国政府機関）</b> ・インドネシア：KP2MI ・フィリピン：DMW(旧POEA) ・ベトナム：DOLAB ※主な役割 ・候補者の募集・選考、受入調整機関への通知等
技能実習 「介護」	<b>制限なし</b> ※日本と送出し国が技能実習を適切に行うために16ヶ国と二国間協力覚書を締結（2024年10月時点） ベトナム・カンボジア・インド・フィリピン・ラオス・モンゴル・バングラディシュ・スリランカ・ミャンマー・ブータン・ウズベキスタン・パキスタン・タイ・インドネシア・ネパール・東ティモール	<b>あり：送出機関</b> (外国政府の推薦又は認定を受けた機関) ※主な役割 ・実習生の募集、選考 ・事前講習の実施、等
育成労 （検討中） <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<b>制限あり</b> 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受け入れ。	<b>あり：送出機関</b> (原則として、MOC作成国であり、該当国で認定を受けている送出機関) ・送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など送出しの適正を確保する。
特定技能1号 「介護」	<b>制限なし</b> 但し、イラン・イスラム共和国、トルコは、原則受け入れが禁止	<b>なし/あり（出身国による）</b> ※日本側は送出機関の利用を規定していませんが、出身国側が送出機関の利用を定めている場合、利用する必要あり。 ※日本と送出し国が特定技能を適切に行うために17ヶ国と二国間協力覚書を締結（2024年8月時点） フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・モンゴル・スリランカ・インドネシア・ベトナム・バングラディッシュ・ウズベキスタン・パキスタン・タイ・インド・マレーシア・ラオス・キルギス・タジキスタン
在留資格 「介護」	<b>制限なし</b> (自主的に採用等活動)	<b>制限なし</b>

各国における手続き	
EPA	<p><b>あり：送出調整機関（外国政府機関）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア：KP2MI</li> <li>・フィリピンDMW(旧POEA)</li> <li>・ベトナム：DOLAB</li> </ul> <p>※主な役割 ・候補者の募集・選考、受入調整機関への通知等</p>
技能実習 「介護」	<p><b>あり：送出機関</b> (外国政府の推薦又は認定を受けた機関) ※団体監理型（監理団体を通じた受入れ）は、監理団体が送出機関と行っているケースが多い。</p>
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<p><b>ある可能性大</b></p>
特定技能1号 「介護」	<p><b>なし/あり（出身国による）</b> ※受入れ時における在留諸申請時等、送出機関との締結等が要する場合があるため、受入れ国駐日大使館等で確認が必要。  <b>【在留諸申請の際に独自の提出書類のある国】</b> カンボジア、タイ、ベトナム  <b>【相手国において一定の送出手続が定められている国】</b> フィリピン、ネパール、インドネシア、ミャンマー、モンゴル、バングラデシュ、パキスタン（2023年12月末時点）</p>
在留資格 「介護」	<p><b>なし/あり（出身国による）</b> ※日本側は送出機関の利用を規定していませんが、出身国側が送出機関の利用を定めている場合、利用する必要あり。</p>

求められる日本語能力			
EPA	インドネシア 現地で6か月研修後、 日本語能力試験 <u>N4程度以上</u> で入国、入国後6か月の 研修後、介護事業所で就労	フィリピン 現地で6か月研修後、 <u>N4程度以上(調整中)</u> で入国、入国後6か月の研修後、 介護事業所で就労	ベトナム <u>N3以上</u> の合格で入国、入国後2.5か月の研修後、介護 事業所で就労
技能実習 「介護」	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>入国時</b>：N3程度が望ましい水準、<b>N4程度</b>が要件</li> <li><b>入国から1年目（2号移行時）</b>：<b>N3程度</b>が要件</li> </ul> <p>※2号移行時にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留可能。 ※N3、4と同等以上を認められる試験：J.TEST実用日本語検定、日本語NAT-TEST</p>		
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<p><b>【就労開始前】</b> 「日本語教育の参考枠」の<b>A2.2相当</b>（国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)で200点以上、または日本語能力試験(JLPT)」のN4相当）以上の水準。 ※入国後講習受講（介護分野の日本語要件はA2.2相当以上であることから、入国前後で220時間以上の講習）認定日本語教育機関等において受講</p> <p><b>【就労開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準】</b> 「日本語教育の参考枠」の<b>A2.2相当以上</b>の水準と認められるもの及び「<b>日本語学習プランの作成</b>」 ※但し、「日本語教育の参考枠」の<b>B1相当</b>（日本語能力試験(JLPT)」のN4相当）以上の水準と認められるものに合格している場合は作成不要。</p> <p><b>【育成就労を終了するまでに求められる水準】</b> 「日本語教育の参考枠」の<b>A2.2相当以上</b>の水準と認められるもの及び「<b>介護日本語評価試験</b>」</p>		
特定技能1号 「介護」	<p><b>①ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度</b> 日本語能力試験(JLPT)N4以上又は日本語基礎テストに合格。（他分野の技能実習2号修了者等は免除。）</p> <p><b>②介護の現場で働く上で必要な日本語能力</b> 介護日本語評価試験に合格。（介護職種の技能実習2号を良好に修了した者は免除）</p>		
在留資格 「介護」	<p><b>なし</b></p> <p>【介護福祉士養成施設入学の主な条件】 ※入学選抜に関し、日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生受け入れに関するガイドライン」があるが、要件に満たない外国人を受け入れる養成施設もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語能力試験(JLPT)N2以上の合格者</li> <li>・法務大臣告示の日本語教育機関で6か月以上教育を受け、入学選抜の日本語試験で日本語能力試験(JLPT)N2相当以上の者</li> <li>・日本留学試験の日本語科目で200点以上の取得者</li> <li>・BJTビジネス日本語能力テストで400点以上の取得者</li> </ul>		

求められる介護の知識・経験			
EPA	<b>インドネシア</b> 「高等教育機関（3年以上）卒業+インドネシア政府による介護士認定またはインドネシアの看護学校（3年以上）卒業」	<b>フィリピン</b> ①フィリピンの看護大学卒業者 または ②フィリピン国内の高等教育機関（4年間）から学位号を取得し、かつフィリピン政府により介護士として認定された者	<b>ベトナム</b> 3年制又は4年制の看護課程修了
技能実習 「介護」	<b>入国前：同等業務従事経験が必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国にて高齢者・障害者の施設や居宅等で、当該者の日常生活の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験者</li> <li>・外国の看護課程修了者、又は看護師有資格者</li> <li>・政府による介護士認定者</li> <li>・教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）など。</li> </ul>	<b>入国後</b> <b>1号修了時（入国1年目）</b> 初級試験：指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル。 <b>2号修了時（入国3年目）</b> 専門級試験：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル。 <b>3号修了時（入国5年目）</b> 上級試験：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル。	
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<b>【就労開始前（前職要件・復職要件は廃止）】</b> <b>【就労開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準】</b> <small>『介護育成労評価試験（初級）』に合格</small>  <b>【育成就労を終了するまでに求められる水準】</b> <small>『介護育成労評価試験（専門級）』に合格</small>		
特定技能1号 「介護」	<b>介護技能評価試験に合格した者。</b> 自ら介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル。		
在留資格 「介護」	介護福祉士国家資格取得		

	国家試験の受験要否	施設ごとの受け入れ人数枠	受け入れ事業所の体制
EPA	必須	<p><b>受け入れ施設の1年間（1回）の受け入れ人数は各国2～5名まで。</b></p> <p>※条件付きで1名のみの受け入れ希望も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修責任者（1名以上）</li> <li>・研修支援者（1名以上）</li> </ul> <p>※受け入れ担当/定期・随時報告担当/学習支援担当/巡回訪問担当と連絡先を設定 ※兼任可</p>
技能実習 「介護」	<b>任意</b> ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更可能	<p><b>常勤職員の総数などに応じた人数枠あり</b></p> <p>※例：常勤職員50名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な実習実施者：5名</li> <li>・優良な実習実施者：10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習責任者</li> <li>・技能実習指導員</li> </ul> <p>※介護福祉士資格取得者又は、同等以上の専門知識及び技術を有するもの（看護師等）</p> <p>※実習生5名につき1名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導員</li> </ul> <p>※兼任可（ただし、それぞれの講習の受講が必要）</p>
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	任意	<p><b>日本人等（※）の常勤の介護職員の総数以下</b></p> <p>※1年目から3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となる。</p> <p>※やむを得ない事情により転籍した者、3年を超えて育成就労を延長している者等は人数枠の規制に含まない。</p> <p>※常勤職員数には特定技能など他の在留資格の外国人を含む</p>	<p>※事業所が開設後3年以上経過条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成就労責任者</li> </ul> <p>⇒育成就労に関する職員を監督する立場の<b>常勤職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成就労指導員</li> </ul> <p>⇒育成就労外国人が<b>所属する事業所の常勤職員</b>で、<b>介護経験5年以上の経験者</b></p> <p>※介護福祉士資格取得者又は、同等以上の専門知識及び技術を有するもの（看護師等）</p> <p>※育成就労外国人5名につき1名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員</li> </ul> <p>⇒育成就労外国人が<b>所属する事業所の常勤職員</b></p> <p>※3者過去3年以内に養成講習の修了者</p>
特定技能1号 「介護」	<b>任意</b> ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更可能	<p><b>日本人等（※）の常勤の介護職員の総数以下</b></p> <p>（※次の外国人材を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士</li> <li>・在留資格「介護」</li> <li>・永住者や日本人配偶者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援責任者（1名以上）</li> <li>・支援担当者（1名以上）</li> </ul> <p>※登録支援機関による代理支援可。全支援を委託する場合は、事業所での担当者は必須ではない。※兼任可</p>
在留資格 「介護」	<b>介護福祉士国家資格取得が条件</b> （※）令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続可。	規定なし	制限なし

	配置基準	従事できるサービスの種類	訪問系サービス
EPA	<b>一定の要件をもとに雇用してすぐ配置基準に含められる。</b> （※2024年4月1日より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入施設が、候補者の日本語能力及び指導の実施状況並びに施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、配置基準として職員等とみなすこととした候補者</li> </ul>	以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載 介護保険 3 施設、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ	介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービス可能。 ※EPA介護福祉士候補者の訪問系サービスへの従事については現在調整中。
技能実習「介護」	<b>一定の要件をもとに雇用してすぐ配置基準に含められる。</b> （※2024年4月1日より） <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入事業所が、実習生の日本語能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準として職員等とみなすこととした実習生</li> </ul>	適切に入浴・食事・排泄等の <b>身体介護等の技能の習得等ができるよう審査基準の必須業務を確実に実施する必要がある。</b> ※受入可能な事業所について規定あり	初任者研修等修了及び原則1年以上の実務経験を有する特定技能外国人が、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスへの従事可能。 （※2025年4月1日より）
育成労 (検討中) 現時点の公開されている情報をもとに掲載	<b>介護固有の条件</b>	<b>※身体介護等</b> (利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等) のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助)。 ※受入可能な事業所について規定あり	初任者研修等修了及び原則1年以上の実務経験を有する特定技能外国人が、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスへの従事可能。
特定技能1号 「介護」	<b>雇用してすぐに、配置基準に含められる</b>	<b>※身体介護等</b> (利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等) のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助)。 ※受入可能な事業所について規定あり	初任者研修等修了及び原則1年以上の実務経験を有する特定技能外国人が、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスへの従事可能。 （※2025年4月21日より）
在留資格 「介護」	<b>雇用してすぐに、配置基準に含められる</b>	制限なし	可能

	夜勤の可否	処遇	家族の帯同
EPA	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>国家資格取得前：可能</b> ※但し、配置基準を満たしていないければ、満たしている職員を配置しなければならない。</li> <li><b>国家資格取得後：可能</b></li> </ul>	日本人と同等額以上	<b>国家資格取得前：不可</b> <b>国家資格取得後：可能</b>
技能実習 「介護」	<b>条件付きで可能</b> ※実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインで技能実習生以外の介護職員と実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定	日本人と同等額以上	<b>不可</b>
育成労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<b>条件付きで可能</b> ※育成労計画に基づき、利用者の安全の確保等のために必要な措置を育成労実施者が講じる必要がある。	日本人と同等額以上	<b>不可</b>
特定技能1号 「介護」	<b>可能</b> ※介護業務未経験者の場合、入職後一定期間は単独での夜勤不可。	日本人と同等額以上	<b>不可</b>
在留資格 「介護」	<b>可能</b>	日本人と同等額以上	<b>可能</b>

	同一法人内の異動の可否	介護種別での転職の可否
EPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格取得前：原則不可</li> <li>・国家資格取得後：可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格取得前：原則不可 ※転職には施設の閉鎖等の「やむを得ない事情」が必要</li> <li>・国家資格取得後：可能</li> </ul>
技能実習 「介護」	<p><b>可能</b> ※ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る</p>	<p><b>原則不可</b> ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能</p>
育成就労 (検討中) <small>現時点の公開されている情報をもとに掲載</small>	<p><b>条件付きで可能（本人意向による転籍）</b></p> <p>○<b>転籍制限期間2年</b>（但し、1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者は、『介護職員等処遇改善加算の取得等の満たすことに加え、育成就労外国人ごとに育成就労キャリア支援プランを作成する必要がある。』）</p> <p>○<b>育成就労外国人の要件</b>として、『介護育成労評価試験（初級）』と『「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上』の水準と認められるもの。</p> <p>○<b>転籍先の要件</b>として、『優良（技能・日本語能力の育成の実績等に照らして優良）』であること。</p> <p>○<b>転籍者の受入れの割合</b>として、①と②の両方を満たすこと。</p> <p>①本人意向の転籍者の総数が育成就労外国人の総数（転籍後）の3分の1を超えないこと。（例：総数が6名の場合は転籍者は2名）</p> <p>②育成就労実施者の住所が<b>指定区域外（大都市圏等）</b>である場合は、指定区域内（地方）からの本人意向の転籍者の総数が育成就労外国人の総数（転籍後）の6分の1を超えないこと。（転籍者を含めて受入れ数が6名未満の小規模な機関は1名まで）（例：総数が12名の場合は転籍者は2名）</p> <p>※地方の優良な受入れ機関や優良な監理支援機関の支援を受けているなど人数枠拡大や地方の受入れ機関が転籍者を受ける割合の総数の緩和の配慮有</p> <p>○<b>初期費用負担</b>について、育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める額に、<b>転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を転籍元の育成就労実施者に支払うこと</b>としていること。</p>	
特定技能1号 「介護」	可能	可能
在留資格 「介護」	可能	可能

# 特定技能制度における「通算在留期間」について

在留資格「特定技能 1 号」については、**通算在留期間が原則 5 年以内**でなければなりません。

「特定技能 1 号」の通算在留期間には、「特定技能 1 号」で在留中の就労していない期間や、再入国許可による出国期間（みなし再入国許可による出国期間も含む。）のほか、「特定技能 1 号」への移行を希望する場合の在留資格「特定活動」の在留期間についても含まれます。

ただし、再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、**やむを得ない事情**により再入国することができなかった期間、**産前産後休業期間・育児休業期間や病気・怪我による休業期間**については、**通算在留期間には含まれません。**

本取扱いを**希望する場合は 5 年の通算在留期間が満了する前（概ね 3 か月前）に、各疎明資料を添付した上で、当該期間に応じた在留諸申請**をし、疎明資料から当該期間が確認でき、その在留を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。



出入国管理管理庁HPより

# 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもつて本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について

## ○当該運用の対象となるために必要な手続き

介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人で、**5年の通算在留期間に達する前の最終年度に国家試験を全パート受験**しており、かつ、その**翌年度の国家試験合格に向けた学習意欲があり学習の振り返りができる**いる者のうち、5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験において、**「1パート以上合格している者」**および**「総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある者」**

## ○5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中の事項

5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中に、以下の(i)～(iii)のいずれも誓約していること。

- (i) 国家試験の合格に向けて精励し、かつ、国家試験を受験すること
- (ii) 国家試験に合格した場合、速やかに在留資格「介護」の在留資格変更許可申請を行うこと
- (iii) 国家試験に合格できなかった場合、速やかに帰国すること

## ○特定技能所属機関が実施する事項

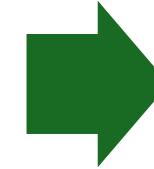
- (i) 特定技能所属機関が、**対象者を引き続き雇用する**意思があること。
- (ii) 対象者を受け入れている特定技能所属機関においては、**支援責任者による学習計画を作成すること**
- (iii) 学習計画は、対象者の5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験受験時点におけるこれまでの学習の評価を踏まえ、特定技能所属機関の実情に応じて、自己学習環境の整備や地域の講座・研修機会の活用等を検討し、**学習計画にて個々の学習の習熟度を踏まえ対象者ごとに作成すること**。

## 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について

## ○厚生労働省による文書等の確認に関する必要な手続き

# 条件を満たす者

- ・1パート以上合格している者
  - ・総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある者

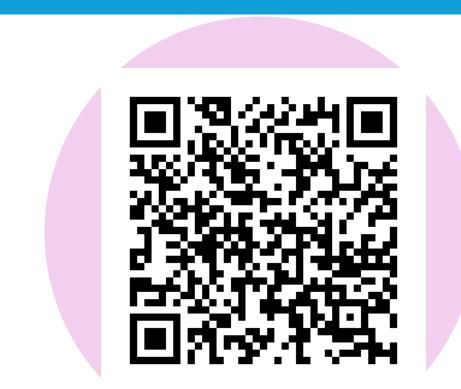
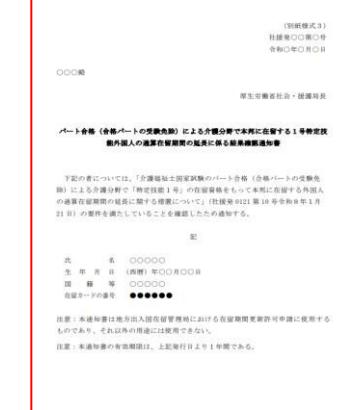
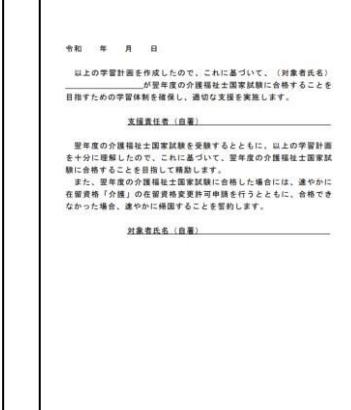
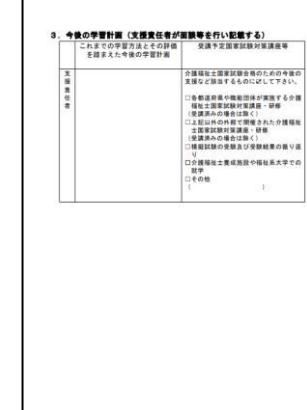
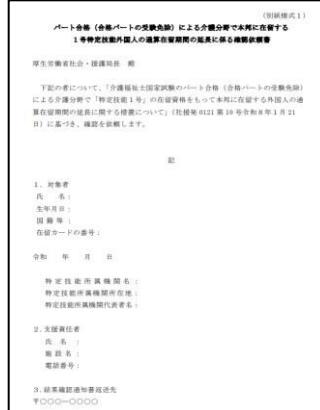


## (ア) 通算在留期間の延長に係る確認依頼書

- (イ) 受験した年の「国家試験結果等について」写し
  - (ウ) 在留カード写し
  - (エ) 学習計画書

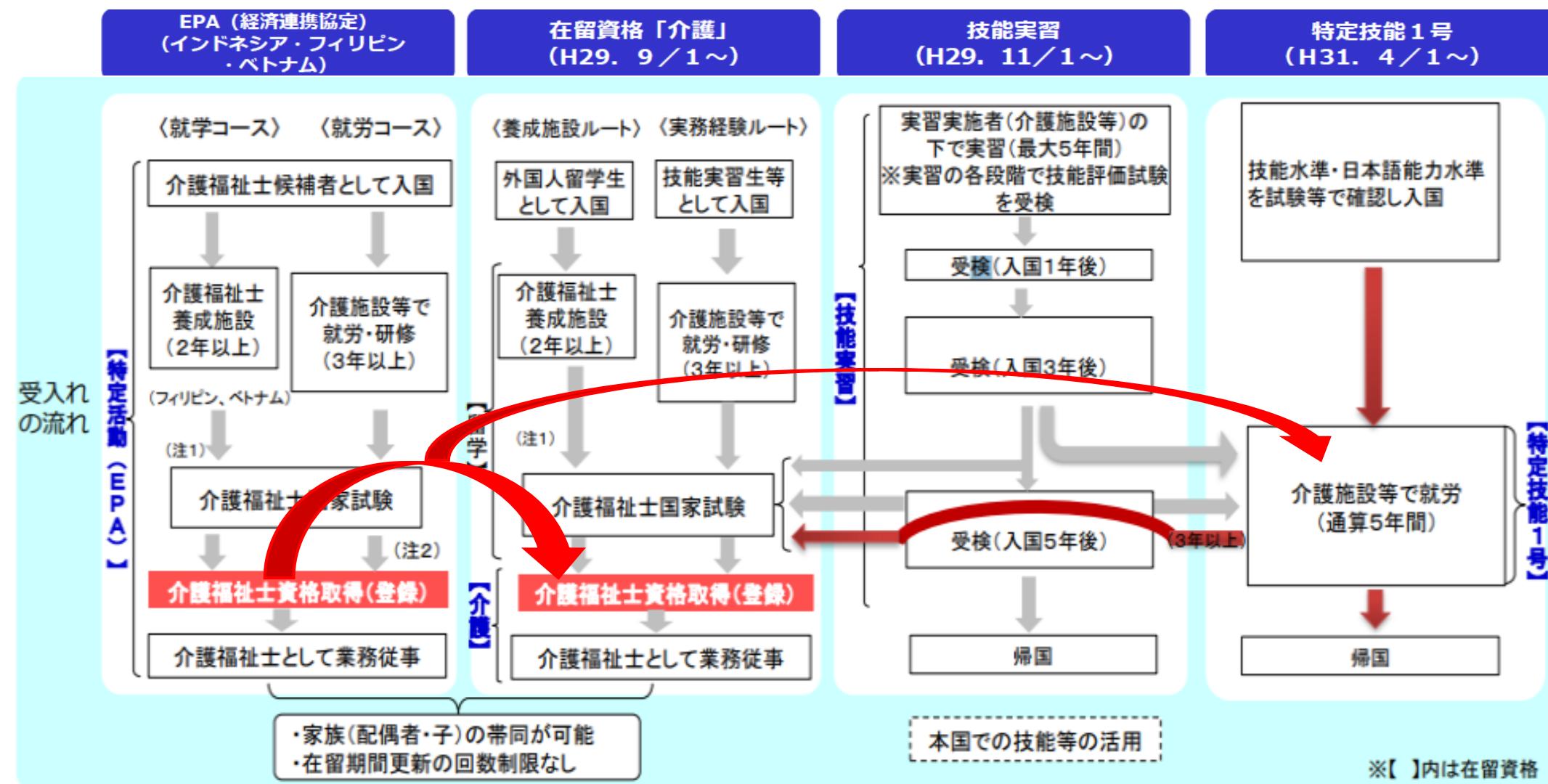


厚生労働省による確認の結果「結果確認通知書」を受理し、入管庁へ他の必要書類と合わせて在留資格更新申請を行う。



厚生労働省HPより

# 外国人介護人材の受入れの制度間移動



# 外国人介護職員の受け入れに向けた第1歩



国際厚生事業団  
<EPA受入れ事業>



外国人技能実習機構  
<監理団体検索>



出入国在留管理庁  
<登録支援機関名簿>



日本介護福祉士  
養成施設協会  
<施設・会員紹介>

【EPA制度】 国際厚生事業団へ求人申請を行う。

【技能実習制度】 監理団体を選定し受入れ申請を行う。 (※監理団体型で受入れる場合)

【特定技能制度】 登録支援機関等を選定し人材紹介等を受ける。 (※登録支援機関を通じて受入れる場合)

【在留資格「介護」】 養成校の進学課等に連絡 (※養成施設ルートの場合) ・ハローワーク等への求人申請

## 育成労制度の概要

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が、令和5年11月24日まで全16回にわたり開催され、最終報告が取りまとめられました。なお、令和5年5月11日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に中間報告書が提出（第7回までに取りまとめられた内容）され、令和5年11月30日に最終報告書が関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が國の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成労制度が創設される。

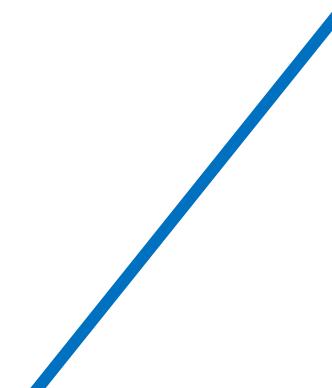
（特定技能制度及び育成労制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、令和6年12月17日、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催が決定され、令和7年12月23日まで全16回にわたり開催された。



在り方に関する  
有識者会議内容



政府の対応について



分野別運用方針に  
関する有識者会議



育成労関係省令等

## 2. 外国人介護人材受入れにあたっての留意点

# (1) 受入れ前の日本人職員等の理解が不可欠

## 1. 職員・患者（利用者）の事前理解が不可欠なこと

- 受入れ制度の目的や仕組み
- 受入れる国の文化・宗教習慣、など

## 2. 職員等と事前に決めるべきこと

- 学習、生活、仕事面での施設内での役割分担や支援方法
- 国家資格取得のための研修体制や時間等の確保方法
- 一時帰国そのための長期休暇への対応方法、など

## (2) 入職までの経緯をしっかりと確認する

1. いつ日本に入国をして、今まで何をしていたのか。

- 登録支援機関や紹介会社に任せきりは良くない。
- すでに在留している外国人は様々な在留経緯がある。

2. 緊急時の体制を確認しておく

- 母国の緊急連絡先は、法人・施設でもしっかりと把握する。
- 日本に親戚が在留しているのか。仲の良い知人の連絡先を確認する。
- 日本での住まいを把握する。

### (3) 契約内容・処遇の話し合いは丁寧に

#### 1. 契約内容・処遇の説明及び履行

- 外国人職員は、求人申請時の求人情報や研修計画書等を見て、就労を希望する施設を選び、応募（来日）している。正確な内容を記載し、採用後は記載どおり実施することが必要。
- 入職後に業務のミスマッチがないように仕事内容はしっかり説明が必要。

#### 2. 変更等が生じた場合は、書面等で説明

- 施設全体の就業規則の変更等により、何らかの労働条件の変更がある場合などは、外国人材は日本語の理解や習慣が異なるため、丁寧に説明し、書面等で変更内容を提示することが望ましいです。  
※外国人材は、説明がわからなくとも頷いてしまうケースがある。

## (4) 住環境の配慮は慎重に

### EPA介護福祉士候補者の居住環境の状況(看護・介護)

一人暮らし 52.0%

シェアハウス(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室は個別) 44.8%

ルームシェア(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室も共同) 3.2%

※出典：2020年度JICWELS巡回訪問調査

- 外国人材のプライバシーの確保が難しい住環境（受入れ施設の宿直。部屋、空き部屋など）は避け、外国人材の宗教、文化、習慣、プライバシーに配慮した適切な住居の確保をお願いします
- 住居のルール（部屋の使い方、公共料金の負担方法、分別ごみの捨て方等）については、受入れ前に外国人材へ十分な説明が必要です。
- 同じ国籍、同性でも生活習慣上の相性があります。
- 受入れ当初は、本人の負担額が節約できるためシェアハウスを希望する外国人材が多いです。
- 自転車が初めての外国人材も多いので、交通ルールの説明が必要です。

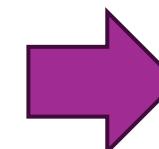
## (5) 外国人職員間での活発な情報交換への対応

ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で、他の外国人材の就労場所の給与額、住環境、研修体制等の情報を知った外国人材が、自分の施設について意見・提案をしてくることがある。

- 労働条件、住環境、研修体制等は、各施設が独自に決めており、さまざまであることを十分に説明しましょう。

### SNS等を通じて巻き込まれやすい犯罪

- 利用者さんとの写真や個人情報の掲載
- 地下銀行
- 名義貸し（携帯電話や口座）
- 荷物受取バイト

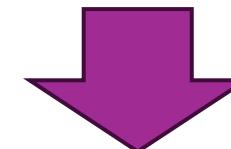


事前のオリエンテーションに加えて、定期的な面談などから注意喚起をしていく。

## (6) やさしい日本語で話すように心がける

### 【はさみの法則】

- ・**はつきり言う。** ⇒ 一言ずつはつきりと話します。
- ・**さいごまで言う。** ⇒ 文の最後まで話します。
- ・**みじかく言う。** ⇒ 一文ずつ話します。



【例】「終わったら、山田さん、お願ひね」



田中さんの食事介護（介助）は、終わりましたか？  
次は、山田さんの食事介護（介助）をしてください。

## (7) 日頃から意識すること



「言った・言ってない、聞いた・聞いてない、見た・見ていない」を防ぐため

外国人介護職員と施設担当者との意見が異なる場合がある。  
『中立な立場』で、『伝え方』に注意して対応することが重要！



※外国人職員 1名につき 1 ファイルで保管



※外国人職員本人にも入社時にファイルを渡し、  
自身で保管をさせるように指導をする。



※紙での保管ではなくPCでPDFとして保管するのも効率的

### 3. 参考情報

## 外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる関係資料等

外国人介護人材の訪問系  
サービスへの従事について  
(厚生労働省HP)



特定技能外国人の訪問系  
サービスへの従事について  
(特定技能協議会)



介護技能実習  
訪問系サービス  
(巡回訪問等実施機関)



# 介護分野における特定技能受入れ事例集



- 公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）では、「介護分野における特定技能協議会」に加入している受入れ法人の協力を得て、受入れ事例インタビュー動画を作成しました。  
雇用契約や、支援内容、受け入れた効果等を5～10分程度の動画と記事でまとめています。

[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=16845](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=16845)

神奈川県 認知症病院のケース	青森県 特別養護老人ホームの ケース	福岡県 特別養護老人ホームの ケース	兵庫県 特別養護老人ホームの ケース	滋賀県 特別養護老人ホームの ケース	宮崎県 グループホームのケー ス	兵庫県 特別養護老人ホームの ケース
-------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------



京都府 特別養護老人ホームの ケース	茨城県 小規模多機能型居宅 介護サービス	福岡県 障害者支援施設の ケース	徳島県 特別養護老人ホーム のケース	愛知県 グループホーム（共同 生活援助）のケース
--------------------------	----------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------------



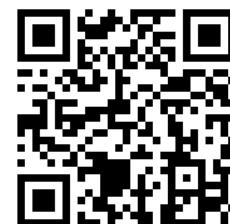
## 介護福祉士国家試験における優遇処置について

介護福祉士国家試験において「外国国籍を有する・または日本に帰化した人」については、受験申込時に申請をすると下記の配慮があります。

- ①介護福祉士国家試験の試験時間が通常の**1.5倍**  
(通常の試験時間：午前問題100分/午後問題120分)
- ②通常の問題用紙に加え、すべての漢字に**ふりがな付記された問題用紙を配布**
- ③英語を原語とする**一部のカタカナ語に英語を併記**

## 介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について

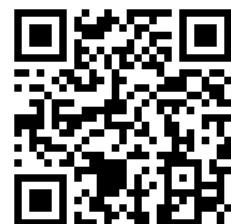
導入について通知文  
厚生労働省HPより



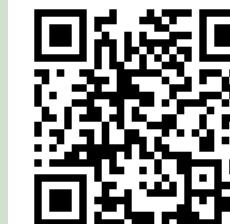
参考資料  
厚生労働省HPより



導入についてQA  
厚生労働省HPより



パート合格について  
試験センターHPより



参照：厚生労働省ホームページ

# 介護現場で働く外国人のための相談窓口

**国際厚生事業団  
JICWELS**

## 外国人介護人材 無料相談サポート

相談無料 秘密厳守 三者通話(通訳サポート)

- ・生活サポート・VISAに関するサポート
- ・日本語学習サポート・労務管理サポート

日本語が難しい！ 雇用契約書の内容がわからない！  
介護分野でよく使う日本語テキストはありますか？  
家族を呼び寄せたいですが、今のVISAで認められますか？

専門家とバイリンガルスタッフが対応します！  
ひとりでなやまないで、相談してくださいね！

**0120-118-370**

平日のみ  
9:15～17:30

対応言語  
日本語 英語 中国語 インドネシア語  
ベトナム語 タガログ語 タイ語  
ネパール語 ミャンマー語  
クメール語 モンゴル語

WEB相談 LINE

[ホームページ https://jicwels.or.jp/fcw/soudan](https://jicwels.or.jp/fcw/soudan)

**FREE CONSULTATION SERVICES FOR FOREIGN CARE WORKERS**

• Free consultation  
• Confidentiality  
• Three-way call (Interpretation Service)

Please feel free to ask our specialists and bilingual staff!

**0120-118-370**  
Monday - Friday - Thursday (Weekdays only)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

**SUPPORTING KONSELATASYON PARA SA MGA FOREIGN CARE WORKERS (WALANG BAYAD)**

• Walang bayad para sa konsultasyon  
• Ugas na privacy  
• Tawag thru linwan, counselor at interpreter (Interpretation service)

- Kabuhayan + VISA  
- Tulong sa pag-aaral ng Japanese  
- Personnel/Labour management  
- Pakikiom ng lang po sa working specialist at bilingual staff!

**0120-118-370**  
Tuesday - Monday - Thursday (Weekdays only)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

**CONSULTASI GRATIS UNTUK PERAWAT ASING**

• Tidak dipungut biaya  
• Rahasia ter jamin  
• Panggilan telepon 3 arah (Termeda penerjemah)

- Konsultasi sehari-hari - VISA  
- Pembelajaran bahasa Jepang  
- Keterangankuasaan  
Pengalaman dan pengalaman dalam memperbaiki dan mengelola lingkungan kerja!

**0120-118-370**  
Selasa - Sabtu - Kamis - Jumat (Ketiga hari kerja)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

**HỖ TRỢ TƯ VẤN MIỄN PHÍ CHO NHÂN VIÊN CHĂM SÓC NGƯỜI NƯỚC NGOÀI**

• Tự vẫn miễn phí  
• Bảo mật thông tin  
• Gửi cho ai bạn muốn (Để trả thông tin)

- Hỗ trợ các vấn đề liên quan với visa  
- Hỗ trợ học tập tiếng Việt  
- Hỗ trợ quản lý công việc

Chuyên gia và nhân viên tư vấn sẽ trả lời  
tất cả các câu hỏi của bạn về công việc!

**0120-118-370**  
Thứ Hai - Thứ Ba - Thứ Tư - Thứ Năm (Tứ ngày cuối)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

**外国人介護人材無料相談サポート**

• 相談無料・秘密厳守  
• 三者通話(通訳サポート)

・生活サポート・VISAに関するサポート  
・日本語学習サポート・労務管理サポート

専門家とバイリンガルスタッフが対応します！  
ひとりでなやまないで、相談してくださいね！

**0120-118-370**  
月曜 - 金曜 - 土曜 (平日のみ)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

**外国人介護人材免費諮詢支援**

• 免費諮詢  
• 密度保密  
• 三者通話(諮詢支援)

・生活支援・关于签证支援  
- 日语学习支援  
- 劳务管理支援  
- 專門家和バイリンガルスタッフが対応します！  
ひとりでなやまないで、相談してくださいね！

**0120-118-370**  
火曜 - 金曜 - 土曜 (平日のみ)  
9:30 - 18:00  
**JICWELS**

# 介護分野における特定技能制度説明動画

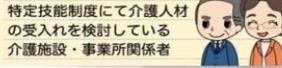
## 介護分野における 特定技能制度 説明動画

YOUTUBE  
公開



<https://jicwels.or.jp/fcw/seminar/2021>

対象者



注意

本動画は、特定技能制度および申請手続等の説明であり、人材あっせんのためではありません。また、本動画を録画・録音、他の配信ツール等での別途配信はご遠慮ください。

## 介護分野における特定技能制度動画を 公開しています！

介護分野における特定技能制度動画を公開しています！

QRコード・動画URL

こちらのQRコードから動画をご覧ください

<https://jicwels.or.jp/fcw/seminar/2021>

特定技能制度

- 人材不足の解消を目的
- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受け入れ
- 2019年4月に創設
- 介護はじめ、特に人材不足が深刻な産業分野での外国人材の受け入れ

①介護分野における特定技能協議会について

②入会手続きについて

③特定技能協議会入会後の手続きについて

介護業務に係るICTツール

- コミュニケーションツール
- 業務効率化ツール
- 学習ツール

多言語翻訳機 インカム・見守りカメラ、記録ソフト 日本語と介護技術の学習に関する教材

特定技能協議会事務局による巡回訪問

特定技能制度について

受入れと同時に算定

一定期間、他の一定の経験のある職員とチームでケアにあたる

不明点は、保険者である市町村および特別区へ

改正の概要

受入機関に求められること

- 5つの遵守事項を守る
- 2つの要件を満たす
- 2つの配慮事項を講じる

特定技能外国人材の受け入れ事例

実際に特定技能外国人材を受け入れている事業所による事例についても順次、動画公開予定です。

公益社団国際厚生事業団 Tel:03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/fcw> 国際厚生事業団

- ▶ 第1章・・・「特定技能制度について」
- ▶ 第2章・・・「1号特定技能外国人支援計画について」
- ▶ 第3章・・・「介護分野における特定技能協議会について」
- ▶ 第4章・・・「特定技能の在留資格を取得するための手続きについて」
- ▶ 第5章・・・「就労開始後の支援、届出手続きと協力・国や自治体によるサポートについて」
- ▶ 第6章・・・「特定技能外国人の訪問系サービスへの従事について」



### 特 定 技 能 制 度

- 人材不足の解消を目的
- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受け入れ
- 2019年4月に創設
- 介護はじめ、特に人材不足が深刻な産業分野での外国人材の受け入れ

### 10項目の支援計画

特定技能外国人に対する支援の概要

受入機関

- 受入機関による支援
- 在留資格申請
- 就労登録
- 就労支援
- 就労環境整備
- 就労実績評価
- 就労実績評定
- 就労実績評定による就労登録
- 就労登録による就労登録
- 就労登録による就労登録

### 入会手続き

受入機関

申請

地方出入国在留管理局での在留申請を行う前

### 遵守事項② OJTの実施

一定期間、サービス提供責任者などの同行OJTが必要

利用者宅

### 外 国 人 が 介 護 分 野 の 特 定 技 能 と し て 在 留 資 格 を 取 得 す る た め に は

3つの試験に合格が必要

日本語試験 介護技能評価試験 介護日本語評価試験

### 義 務 的 支 援

受入機関

特定技能外国人

任意の支援

### 定期届出 随時届出

定期届出

随時届出

### 訪問系サービスに必要な手続きの流れ

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4

- STEP1: 特定技能協議会への入会申請・適合確認申請
- STEP2: 地方出入国在留管理局への在留申請
- STEP3: 特定技能外国人への必要なOJT
- STEP4: 特定技能協議会への外国人情報の登録・定期報告

# 介護事業者向けガイドブック・無料学習テキストのご案内

## ◆ 介護事業者等向けガイドブック

- ・【制度共通】外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック
- ・専門性を活かして在留資格「介護」で働く外国人介護職員活躍のためのガイドブック
- ・外国人介護人材のキャリア形成支援のためのガイドブック
- ・特定技能外国人の受入れに必要な支援に関するガイドブック など

## ◆ 介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキスト

- ・「にほんごをまなぼう」
- ・介護の特定技能評価試験学習用テキスト
- ・外国人のための介護福祉専門用語集
- ・外国人のための介護福祉士国家試験一問一答
- ・「介護の日本語」テキスト



Check! /

介護事業者向けガイドブック・  
無料テキストは、**厚生労働省**  
**「外国人介護人材の受入れについて」**  
のページからご覧いただけます



# 在留資格「介護」

専門性を活かして在留資格「介護」で働く、  
外国人介護職員活躍事例集



介護福祉士国家資格取得に向けた  
・留学生指導についてのガイドライン（改訂版）  
・留学生のための学習ハンドブック



出典：厚生労働省ホームページより

出典：介養協ホームページより

# 情報配信ツール

外国人介護人材相談サポートJicwels Free consultation services for foreign care workers

6,073件の「いいね！」・フォロー:6,412人

詳しくはごちら  
いいね！済み  
メッセージ

投稿 基本データ メンション フォロー 写真 動画 その他

自己紹介  
#jicwels #特定技能 #技能実習 #留学 #EPA #介護 #外国人 Please feel free to ask us if you have an

ページ: 介護業者  
中央区 (Japan - 東京都) 東京都中央区銀座7丁目17-14松岡銀ビル3階  
0120-118-370  
jicwels.or.jp/fow  
開店・準備中

写真  
すべての写真を見る

最新の投稿  
外国人介護人材相談サポート Jicwels Free consultation services for foreign care workers  
JICWELSでは、『外国人介護職員（かいこくじんかいぎしょくいん）』介護技能等向上研修（かいごぎのうなどこうじょうがんしゅう）を行（おこな）っています。今日は、第4回（だいよんかい）久留米会場（くるめかいじょう）での研修を行いました！さらに表示

動画  
外国人介護人材相談サポート Jicwels Free consultation services for foreign care workers  
外国人介護人材相談サポート Jicwels Free consultation services for foreign care workers  
外国人介護人材相談サポート Jicwels Free consultation services for foreign care workers  
外国人介護人材相談サポート Jicwels Free consultation services for foreign care workers

【ホームページ】



【facebookページ】



JICWELS

【公式】国際厚生事業団 JICWELS

@jicwels5596 チャンネル登録者数 391人・52本の動画

国際厚生事業団 JICWELS 外国人介護人材支援部が運営する公式アカウントです。> jicwels.or.jp/fow

ホーム 動画 ショート ライブ 再生リスト コミュニティ

日本で介護の仕事をしている、介護の勉強をしている外国人...  
43,403回再生・1ヶ月  
JICWELS外国人介護人材支援部は、日本で介護の仕事をしている外国人の方向けの無料相談窓口があります。  
→https://jicwels.or.jp/fow/?page\_id=85

介護の仕事をするうえで、困ったこと、悩んでいること、知りたいことなどを、いろいろな外国人で、電話やメールで相談...  
1ヶ月

動画 ►すべて再生

Untuk semua orang yang tertarik dengan Jepang~ 7万回再生・1ヶ月  
【JICWELS】福岡県で介護の研修をやります！（令和5年... 92回再生・3ヶ月前  
Come and Work in Japan as a Care worker~Online Seminar~ 22万回再生・5ヶ月前  
"Budu già thiệu trực tuyến... Hãy làm công việc chăm... 22万回再生・5ヶ月前  
外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介【中国語】 38回再生・8ヶ月前  
外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介【ベトナム語】 49万回再生・8ヶ月前

【YouTubeアカウント】



【Instagramアカウント】



外国人介護人材 無料相談サポート

0120-118-370

問い合わせ そだん メールで そだん WEB YouTube Facebook

JICWELS

【LINEアカウント】

